

なし

況

G. 研究発表

1.特許取得

なし

1.論文発表

2.実用新案登録

なし

なし

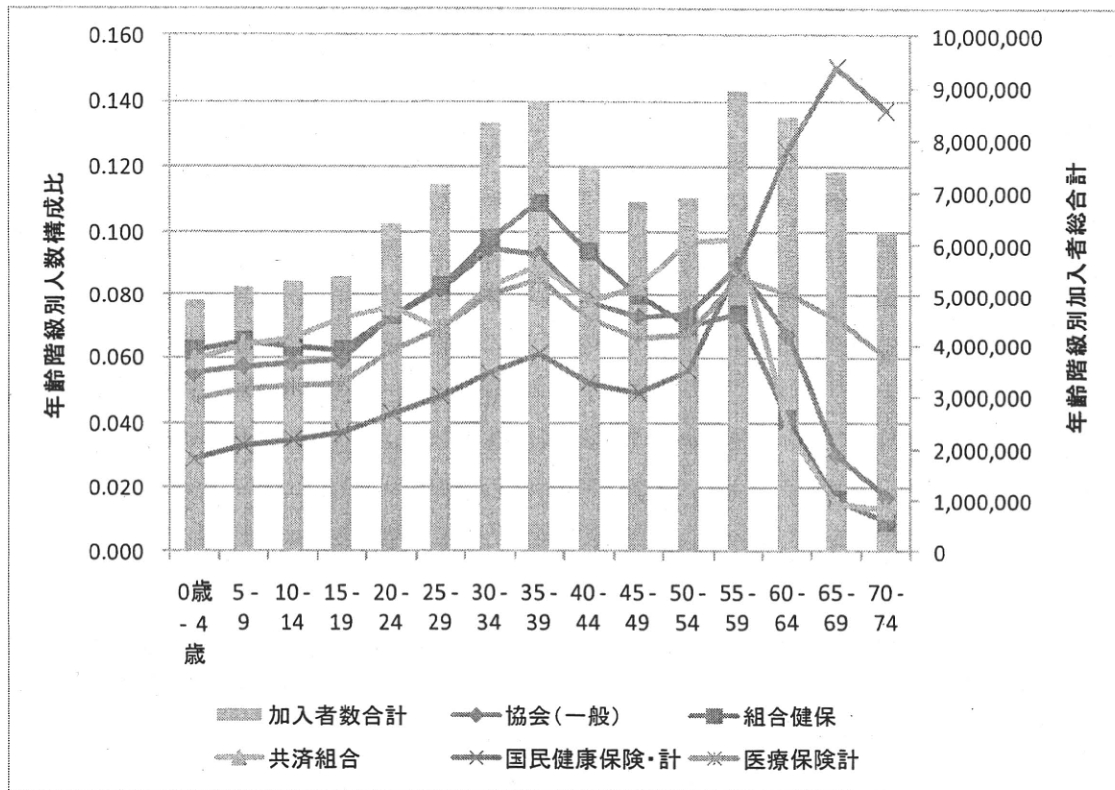
2.学会発表

3.その他

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状

図 1：医療保険制度別年齢階級別加入者数



出所：厚生労働省保険局調査課編『医療給付実態調査』より筆者作成

図 2a) : 医療保険制度別年齢階級別一人あたり医療費

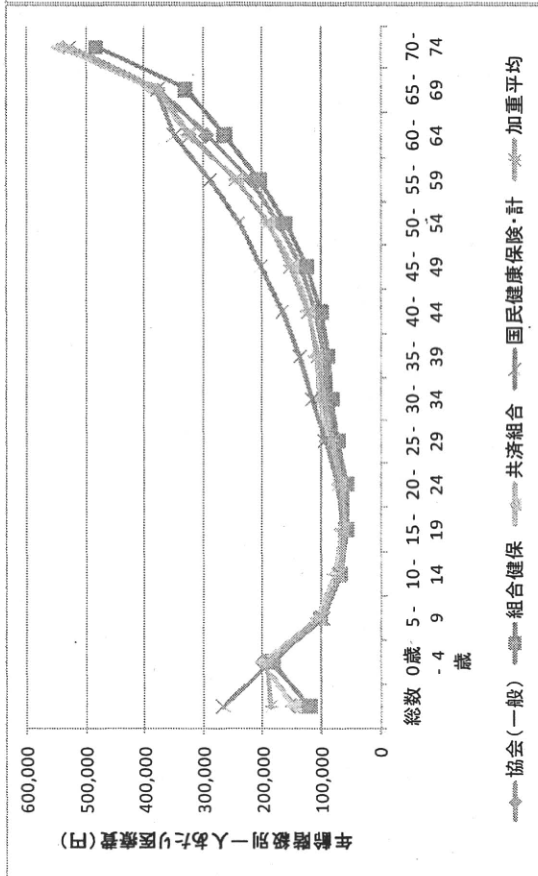
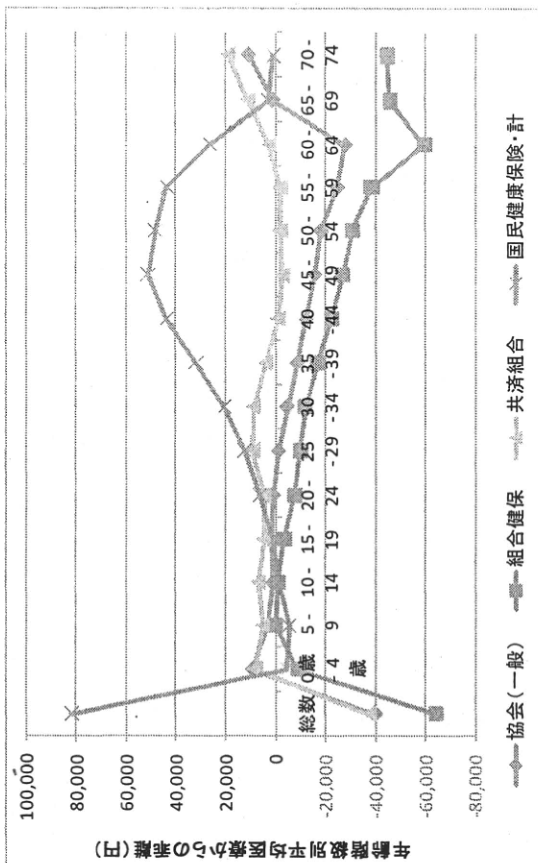


図 2b) : 医療保険制度別年齢階級別一人あたり医療費の差額



出所：厚生労働省保険局調査課編『医療給付実態調査』より筆者作成

表 1：制度別の年齢階級別一人あたり医療費の違いによる効果（0 歳～74 歳）

|                                   | 標準医療費からの差(円) |        |        |            | 加入者数（人）    |            |           |              |
|-----------------------------------|--------------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------|--------------|
|                                   | 協会健保         | 組合健保   | 共済組合   | 国民健康<br>保険 | 協会<br>(一般) | 組合健保       | 共済組合      | 国民健康<br>保険・計 |
| 合計                                | -39767       | -64568 | -37438 | 81770      | 35,040,577 | 26,120,803 | 3,288,647 | 39,170,516   |
| 0歳 - 4歳                           | 9229         | -8824  | 8101   | -4706      | 1,942,874  | 1,611,210  | 195,503   | 1,125,763    |
| 5 - 9                             | 3059         | -100   | 5151   | -5472      | 1,989,219  | 1,700,893  | 210,989   | 1,279,544    |
| 10 - 14                           | 1025         | -1143  | 7077   | -1230      | 2,023,755  | 1,654,814  | 215,615   | 1,387,938    |
| 15 - 19                           | 1496         | -3190  | 4732   | 642        | 2,072,965  | 1,614,794  | 236,170   | 1,450,338    |
| 20 - 24                           | 895          | -7609  | 4697   | 6526       | 2,540,996  | 1,912,595  | 251,231   | 1,700,703    |
| 25 - 29                           | -1207        | -10034 | 8987   | 12331      | 2,889,056  | 2,168,141  | 226,470   | 1,882,095    |
| 30 - 34                           | -4752        | -12003 | 8976   | 20416      | 3,317,035  | 2,563,652  | 272,551   | 2,159,622    |
| 35 - 39                           | -8865        | -16952 | 4036   | 31978      | 3,243,129  | 2,848,559  | 295,416   | 2,371,775    |
| 40 - 44                           | -12483       | -22461 | -1240  | 43700      | 2,717,068  | 2,467,495  | 256,428   | 2,051,617    |
| 45 - 49                           | -16004       | -26901 | -2741  | 51029      | 2,572,183  | 2,080,909  | 272,572   | 1,918,299    |
| 50 - 54                           | -18388       | -30971 | -1835  | 47996      | 2,580,459  | 1,829,769  | 318,730   | 2,181,505    |
| 55 - 59                           | -24737       | -38453 | -1873  | 43625      | 3,161,239  | 1,925,234  | 323,533   | 3,503,348    |
| 60 - 64                           | -27890       | -59459 | 2554   | 26408      | 2,338,147  | 1,080,015  | 123,635   | 4,889,013    |
| 65 - 69                           | 857          | -45867 | 10823  | 3012       | 1,053,094  | 417,895    | 48,266    | 5,889,716    |
| 70 - 74                           | 10573        | -44671 | 18950  | 709        | 599,358    | 244,828    | 41,538    | 5,379,240    |
| 年齢階級別<br>一人あたり<br>医療費の違い<br>による部分 | -7855        | -18117 | 3508   | 18813      |            |            |           |              |

表 2：制度別の加入者年齢構成の差による効果（0 歳～74 歳）

|                      | 年齢階級別の実加入者数と基準加入者数との差(人) |          |         |         | 年齢階級別<br>標準医療費 |
|----------------------|--------------------------|----------|---------|---------|----------------|
|                      | 協会健保                     | 組合健保     | 共済組合    | 国民健康保険  |                |
| 0歳 - 4歳              | 295967                   | 383532   | 40937   | -715251 | 192563         |
| 5 - 9                | 237190                   | 394853   | 46557   | -678982 | 101867         |
| 10 - 14              | 236686                   | 322653   | 47894   | -609758 | 69658          |
| 15 - 19              | 250855                   | 256512   | 65160   | -586529 | 60550          |
| 20 - 24              | 368480                   | 293105   | 47335   | -727869 | 64592          |
| 25 - 29              | 471256                   | 365806   | -447    | -820671 | 81240          |
| 30 - 34              | 513789                   | 473988   | 9459    | -974019 | 94637          |
| 35 - 39              | 264680                   | 628291   | 15881   | -957719 | 104841         |
| 40 - 44              | 194146                   | 586797   | 19645   | -768660 | 122586         |
| 45 - 49              | 259505                   | 356936   | 55521   | -666955 | 151913         |
| 50 - 54              | 232740                   | 79675    | 98391   | -442920 | 192116         |
| 55 - 59              | 147749                   | -321155  | 40709   | 134684  | 244888         |
| 60 - 64              | -500140                  | -1035770 | -142745 | 1716201 | 323370         |
| 65 - 69              | -1469828                 | -1462803 | -188517 | 3069439 | 376789         |
| 70 - 74              | -1503077                 | -1322420 | -155781 | 3029009 | 527796         |
| 年齢構成の<br>偏りによる<br>部分 | -31910                   | -46449   | -40943  | 62959   |                |

表 3：制度別医療費差の要因分解（0 歳～74 歳）

|               | 協会健保   | 組合健保   | 共済組合   | 国民健康保険 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 年齢階級別医療費の差の効果 | -7855  | -18117 | 3508   | 18813  |
| 年齢構成の差の効果     | -31910 | -46449 | -40943 | 62959  |
| 合計            | -39765 | -64566 | -37435 | 81772  |
| 年齢階級別医療費の差の効果 | -5.41  | -15.06 | 2.38   | 7.06   |
| 年齢構成の差の効果     | -21.99 | -38.62 | -27.77 | 23.61  |
| 合計            | -27.41 | -53.68 | -25.39 | 30.67  |

上段：加入者一人当たり(円)、下段：制度別医療費に対する比率(%)

表 4：制度別医療費差の要因分解（0 歳～64 歳）

|               | 協会健保   | 組合健保   | 共済組合  | 国民健康保険 |
|---------------|--------|--------|-------|--------|
| 年齢階級別医療費の差の効果 | -8460  | -17406 | 3197  | 25639  |
| 年齢構成の差の効果     | -5721  | -14046 | -9480 | 15277  |
| 合計            | -14181 | -31452 | -6283 | 40916  |
| 年齢階級別医療費の差の効果 | -6.47  | -15.36 | 2.31  | 13.34  |
| 年齢構成の差の効果     | -4.38  | -12.39 | -6.84 | 7.95   |
| 合計            | -10.85 | -27.75 | -4.53 | 21.29  |

上段：加入者一人当たり(円)、下段：制度別医療費に対する比率(%)

表 5：制度別医療費差の要因分解（0 歳～64 歳）

| 実額       | 総計      | 入院     | 入院外    | 歯科     | 調剤     | 食事・生活 |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 協会（一般）   | 130,685 | 34,767 | 56,324 | 16,628 | 21,507 | 1,461 |
| 組合健保     | 113,333 | 26,719 | 50,042 | 15,111 | 20,476 | 985   |
| 共済組合     | 138,601 | 34,756 | 61,482 | 16,573 | 24,362 | 1,428 |
| 国民健康保険・計 | 192,236 | 68,943 | 72,288 | 17,613 | 28,270 | 5,121 |
| 構成比率     | 総計      | 入院     | 入院外    | 歯科     | 調剤     | 食事・生活 |
| 協会（一般）   | 100.00  | 26.60  | 43.10  | 12.72  | 16.46  | 1.12  |
| 組合健保     | 100.00  | 23.58  | 44.15  | 13.33  | 18.07  | 0.87  |
| 共済組合     | 100.00  | 25.08  | 44.36  | 11.96  | 17.58  | 1.03  |
| 国民健康保険・計 | 100.00  | 35.86  | 37.60  | 9.16   | 14.71  | 2.66  |

表 6：入院および入院外、年齢階級別医療費の効果とそれに対する疾病別寄与度

|                                            | 入院     |        |        |        | 入院外     |        |       |        |
|--------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|-------|--------|
|                                            | 協会健保   | 組合健保   | 共済組合   | 国民健康保険 | 協会健保    | 組合健保   | 共済組合  | 国民健康保険 |
| 年齢階級別医療費の<br>違いによる医療費の差(円)                 | -4276  | -11361 | -3595  | 11704  | 1861    | -3031  | 8001  | -318   |
| 疾病別の寄与度(%)                                 |        |        |        |        |         |        |       |        |
| I. 感染症及び寄生虫症                               | -0.8   | -2.25  | -4.06  | 1.82   | 1.45    | -6.07  | 0.3   | 30.5   |
| II. 新生物                                    | 16.46  | -7.13  | 16.44  | -1.19  | -3.49   | 2.24   | 16.01 | -29.87 |
| III. 血液及び造血器の疾患並びに<br>免疫機構の障害              | -1.96  | -0.56  | -1.39  | 1.04   | -1.77   | -2.97  | 1.71  | 24.53  |
| IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患                           | -7.46  | -4.33  | -12.02 | 5.55   | 2.85    | -19.27 | 5.94  | 94.97  |
| V. 精神及び行動の障害                               | -86.27 | -32.02 | -79.5  | 50.97  | -45.3   | -26.56 | 5.76  | 393.71 |
| VI. 神経系の疾患                                 | -25.51 | -12.09 | -27.84 | 16.88  | -5.32   | -8.41  | 0.25  | 80.82  |
| VII. 眼及び付属器の疾患                             | 0.21   | -0.59  | -0.31  | 0.32   | 2.2     | 3.1    | 1.61  | -34.59 |
| VIII. 耳及び乳様突起の疾患                           | 1.26   | -0.3   | 0.45   | -0.23  | 3.55    | -0.03  | 1.99  | -22.64 |
| IX. 循環器系の疾患                                | -13.75 | -7.86  | -7.87  | 9.78   | 27.19   | -16.66 | 6.19  | -49.37 |
| X. 呼吸器系の疾患                                 | 5.61   | -4.45  | -7.23  | 1.22   | 56.8    | -17.45 | 3.26  | -193.4 |
| XI. 消化器系の疾患                                | -3.74  | -6.44  | -10.35 | 5.66   | 4.51    | -12.21 | 1.47  | 50.94  |
| XII. 皮膚及び皮下組織の疾患                           | -0.75  | -0.69  | -0.42  | 0.7    | 0.64    | 2.05   | 2.15  | -21.07 |
| XIII. 筋骨格系及び結合組織の疾患                        | -3.95  | -4.65  | -1.5   | 4.34   | 16.17   | -11.02 | 1.39  | -17.61 |
| XIV. 腎尿路生殖系系の疾患                            | -4.61  | -3.4   | -3.39  | 3.79   | -107.79 | -30.91 | 9.72  | 740.25 |
| XV. 妊娠、分娩及び産じょく                            | 2.36   | 0.6    | 16.5   | -1.58  | 1.34    | 0.3    | 0.97  | -10.69 |
| XVI. 周産期に発生した病態                            | -0.68  | 0.24   | 6.9    | -0.1   | 0.54    | -0.07  | 0.79  | -4.09  |
| XVII. 先天奇形、変形及び染色体異常                       | -0.63  | -0.63  | 1.03   | 0.59   | -1.02   | 0.13   | 2.06  | 0.31   |
| XVIII. 症状、徴候及び異常臨床所見・<br>異常検査所見で他に分類されないもの | -6.99  | -1.65  | -4.95  | 3.48   | -10.53  | 9.93   | 3.56  | -15.41 |
| XIX. 損傷、中毒<br>及びその他の外因の影響                  | -5.07  | -5.22  | -4.67  | 5.16   | 1.13    | -4.72  | -0.7  | 25.47  |

- 
- i データは <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/iryoukyufu/dl/reigen.pdf> からダウンロード可能である。
- ii 組合健康保険は 20・24 歳において最も低い医療費となっている。
- iii これは制度創設当初から指摘されてきた特徴である。国民健康保険制度は給付率 5 割からスタートしたが、給付の改善は国民皆保険成立直後に世帯主の結核・精神疾患に対して給付率を 7 割にする法改正が行われたのである（厚生省保険局国民健康保険課 1989 参照）。

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得水準と健康水準の関係の実態解明とそれを踏まえた医療・

介護保障制度・所得保障制度のあり方に関する研究」

分担研究報告書

国民健康保険制度から生活保護制度へ移行する世帯数

に関する一検討

研究代表者 泉田信行 国立社会保障・人口問題研究所

#### 概要

**研究目的：**国民健康保険制度加入者のうち、生活保護制度へ移行する世帯数を明らかにし、国民健康保険制度が健康の損失に起因する貧窮を防ぐためにどのような役割を果たしているかを明らかにする基礎資料を作成すること。

**研究方法：**厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」の個票データを再集計し、公表されている社会福祉行政業務報告例による生活保護の開始世帯数と比較することにより国民健康保険制度を経由して生活保護制度に移行する世帯数の割合を推定する。また、「国民健康保険実態調査」の個票データを世帯主及び世帯構成員の年齢階級別に再集計し、年齢階級別に生活保護に移行する世帯数・世帯員数について実態を把握する。

**研究結果：**国民健康保険制度から生活保護制度へ移行する世帯は生活保護開始世帯の約45%から64%であると考えられた。世帯主の年齢階級が高いほど世帯数が多かった。生活保護制度へ異動する世帯の世帯主一人当たりの世帯員数を算出すると、世帯主の年齢が15-34歳では世帯主一人当たりの世帯員数が多かった。国民健康保険制度から生活保護制度へ異動する世帯において、他の年齢階級よりも0歳から14歳の世帯員数が多かった。

**考察及び結論：**国民健康保険制度を経由して生活保護制度に移行する世帯は生活保護開始世帯の半数近くであると考えられる。国民健康保険制度を経由して生活保護制度に移行する世帯は世帯主の年齢が若く、世帯構成員も若い世帯が多いと考えられた。生活保護制度に移行する理由はより詳細な検討が必要であるが、疾病罹患による生活保護制度への移行であるならば、国民健康保険制度の給付と保険料負担の更に適切な設計を検討する余地があると考えられた。それゆえ、今後、生活保護制度への移行理由を詳細に検討する必要があると考えられた。

#### A.研究目的

国民健康保険制度加入者のうち、生活保護制度へ移行する世帯数を明らかにし、国

民健康保険制度が健康の損失に起因する貧窮を防ぐためにどのような役割を果たしているかを明らかにする基礎資料を作成する

こと。

## B.研究方法

厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」の個票データを再集計し、国民健康保険から生活保護制度へ移行する世帯主（世帯）数を把握する。これを公表されている社会福祉行政業務報告例による生活保護の開始世帯数と比較することにより国民健康保険制度を経由して生活保護制度に移行する世帯数の割合を推定する。厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」の平成 15 年度から平成 19 年度の個票データは、平成 22 年 12 月 3 日保発 1203 第 3 号により厚生労働省保険局長の承認を受けて利用した。同調査報告書では異動票の集計結果は個人単位で報告されているが、再集計により世帯主だけを抽出して国民健康保険から生活保護に異動する世帯主数を集計した。異動票については抽出率が 1/100 であるため、その逆数を乗じた数値を世帯数と見なした。同調査は各年 10 月分の調査であるため、これを 12 倍することにより年間の異動世帯数と見なした。

他方、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告例」の公表されている調査結果から平成 15 年度から平成 19 年度生活保護の開始世帯数を把握し、「国民健康保険実態調査」から再集計した世帯数と比較した。

## C. 研究結果

「国民健康保険実態調査」の平成 15 年度から平成 19 年度の個票データを再集計し、国民健康保険制度から生活保護制度へ移行した世帯数、逆に生活保護制度から国民健

康保険制度へ移行した世帯数は表 1 のとおりである。国保から生保への移行は 10 万世帯から 14 万世帯程度、生保から国保への異動は 4 万 8 千世帯から 5 万 9 千世帯程度であった。

厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告例」による生活保護の開始世帯数および廃止世帯数によりそれぞれ除すことにより、生活保護の開始世帯数に占める国民健康保険制度から生活保護制度へ異動する世帯数の割合、生活保護の開廃止世帯数に占める国民健康保険制度への異動世帯数の割合が算出される。これらはそれぞれカバー率と表 2 では示されている。

その結果、国民健康保険制度から生活保護制度へ移行する世帯は生活保護開始世帯の約 45%から 64%、生活保護廃止世帯から国民健康保険制度に移行する世帯の生活保護廃止世帯に対する比率は約 28%から約 32%であると考えられた。

表 3 は世帯主の年齢階級別に国民健康保険制度から生活保護制度へ異動する世帯数を示している。世帯主の年齢階級が高いほど世帯数が多い。なお、この世帯数には単身世帯と非単身世帯の双方が含まれている。表 4 は世帯主の年齢階級別に国民健康保険制度から生活保護制度へ異動する世帯の世帯員数の合計を示している。表 3 と表 4 から世帯主一人当たりの世帯員数を算出すると、表 5 のとおりとなる。この表から世帯主の年齢が 15-34 歳では世帯主一人当たりの世帯員数が 1 を超えている。世帯主の年齢階級が高くなると 1 を下回る。表 6 は国民健康保険制度から生活保護制度へ異動する世帯の世帯員数を世帯員数の年齢階級別に示したものである。この表から、国民健

康保険制度から生活保護制度へ異動する世帯において、他の年齢階級よりも 0 歳から 14 歳における世帯員数が多いことがわかる。

#### D. 考察

平成 15 年度から平成 19 年度において、国民健康保険制度を経由して生活保護制度に移行する世帯は生活保護開始世帯の 45% から 64% を占めると考えられた。このため、生活保護を必要とするほど貧窮する以前に国民健康保険制度の給付と負担の再設計により生活保護開始世帯数を抑制する可能性を検討すべきであると考えられた。

世帯主の年齢階級別に生活保護移行世帯数を見ると、15・34 歳階級の世帯数は 65 歳以上の世帯数よりも多かった。一世帯当たりの世帯員数は、世帯主の年齢階級が 15・34 歳の世帯が最も多かった。世帯主の年齢が高くなるほど一世帯当たりの世帯員数が 1 よりも少なくなるため、単身世帯の比率が高くなっている可能性があると考えられた。

よって、若年世帯の生活保護移行を抑制することが世帯員を含めた生活保護受給者数の抑制により貢献すると考えられた。

生活保護へ移行する世帯において、世帯員数が最も多いのは 0・14 歳階級であった。生活保護に移行する原因は世帯主の所得稼得能力にあると考えられるが、最も影響を受けるのは 0・14 歳の世帯員であると考えられた。このため、次世代への貧困の連鎖を抑制するためには、特に若い世代の世帯主の保険料負担や給付について検討する必

要があると考えられた。

#### E. 結論

国民健康保険制度を経由して生活保護制度に移行する世帯は生活保護開始世帯の半数近くであると考えられる。国民健康保険制度を経由して生活保護制度に移行する世帯は世帯主の年齢が若く、世帯構成員も若い世帯が多いと考えられた。生活保護制度に移行する理由はより詳細な検討が必要であるが、疾病罹患による生活保護制度への移行であるならば、国民健康保険制度の給付と保険料負担の更に適切な設計を検討する余地があると考えられた。今後、生活保護制度への移行理由を詳細に検討する必要があると考えられた。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

表 1：国民健康保険制度と生活保護制度の間を異動する世帯数の推定値

| 年度     | 国民健康保険から<br>生活保護へ<br>移行する世帯数 | 生活保護から<br>国民健康保険へ<br>移行する世帯数 |
|--------|------------------------------|------------------------------|
| 平成15年度 | 143000                       | 50000                        |
| 平成16年度 | 104000                       | 59000                        |
| 平成17年度 | 120000                       | 56000                        |
| 平成18年度 | 130000                       | 56000                        |
| 平成19年度 | 118000                       | 48000                        |

出所：筆者による国民健康保険実態調査の再集計結果

表 2：国民健康保険制度と生活保護制度の間を異動する世帯数の推定値

| 年度     | 国民健康保険から<br>生活保護へ<br>移行する世帯数 | 開始世帯    | カバー率  | 生活保護から<br>国民健康保険へ<br>移行する世帯数 | 廃止世帯    | カバー率  |
|--------|------------------------------|---------|-------|------------------------------|---------|-------|
| 平成15年度 | 143000                       | 246,000 | 58.13 | 50000                        | 178,000 | 28.09 |
| 平成16年度 | 104000                       | 230,000 | 45.22 | 59000                        | 182,000 | 32.42 |
| 平成17年度 | 120000                       | 218,000 | 55.05 | 56000                        | 178,000 | 31.46 |
| 平成18年度 | 130000                       | 203,000 | 64.04 | 56000                        | 171,000 | 32.75 |
| 平成19年度 | 118000                       | 198,000 | 59.6  | 48000                        | 168,000 | 28.57 |

出所：表 1 と厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告例」より筆者作成

表 3：年度別世帯主の年齢階級別国民健康保険制度から生活保護制度へ  
異動する世帯数の推定値

| 年齢階級  | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 15-34 | 12000  | 23000  | 13000  | 13000  | 22000  |
| 35-44 | 16000  | 13000  | 13000  | 14000  | 25000  |
| 45-54 | 28000  | 12000  | 18000  | 23000  | 16000  |
| 55-64 | 36000  | 26000  | 35000  | 31000  | 18000  |
| 65-   | 51000  | 30000  | 41000  | 48000  | 37000  |

出所：筆者による国民健康保険実態調査の再集計結果

表 4：年度別世帯主の年齢階級別国民健康保険制度から生活保護制度へ  
異動する世帯の世帯員数の推定値

| 年齢階級  | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 15-34 | 22000  | 29000  | 14000  | 17000  | 24000  |
| 35-44 | 18000  | 10000  | 10000  | 6000   | 32000  |
| 45-54 | 7000   | 5000   | 11000  | 19000  | 4000   |
| 55-64 | 16000  | 7000   | 4000   | 10000  | 4000   |
| 65-   | 13000  | 11000  | 16000  | 11000  | 7000   |

出所：筆者による国民健康保険実態調査の再集計結果

表 5：年度別世帯主の年齢階級別国民健康保険制度から生活保護制度へ  
異動する 1 世帯あたり世帯員数の推定値

| 年齢階級  | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 15-34 | 1.8    | 1.3    | 1.1    | 1.3    | 1.1    |
| 35-44 | 1.1    | 0.8    | 0.8    | 0.4    | 1.3    |
| 45-54 | 0.3    | 0.4    | 0.6    | 0.8    | 0.3    |
| 55-64 | 0.4    | 0.3    | 0.1    | 0.3    | 0.2    |
| 65-   | 0.6    | 0.9    | 1.1    | 0.4    | 0.9    |

出所：筆者による国民健康保険実態調査の再集計結果

表 6：年度別世帯員の年齢階級別国民健康保険制度から生活保護制度へ  
異動する世帯員数の推定値

| 年齢階級  | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0-14  | 41000  | 36000  | 20000  | 28000  | 53000  |
| 15-24 | 4000   | 8000   | 4000   | 10000  | 6000   |
| 25-64 | 22000  | 12000  | 18000  | 12000  | 7000   |
| 65-   | 10000  | 5000   | 12000  | 13000  | 5000   |

出所：筆者による国民健康保険実態調査の再集計結果

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得水準と健康水準の関係の実態解明とそれを踏まえた医療・

介護保障制度・所得保障制度のあり方に関する研究」

分担研究報告書

国民健康保険料の未納と所得水準との関係に関する分析

研究代表者 泉田信行 国立社会保障・人口問題研究所

#### 概要

研究目的：世帯所得の多寡が未納率に対して影響を持つかを検証することを通じて、国民健康保険制度における保険料水準のあり方について検討を行うこと。

研究方法：厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」の世帯票、市町村票の個票データを再集計し、保険料調停額に占める収納額の比率を世帯主の属性、世帯の属性、市町村の属性にかかる変数によって推定する。推定方法としては probit 推定法を採用した。

研究結果：所得有りのサンプルと所得無しのサンプルに分割して推定を行ったが、本質的には同等の結果が得られた。おおよそ次のとおりである。0歳・74歳を基準として、世帯主がそれよりも若いと未納確率が増大し、それよりも高齢であると未納確率が低下していた。制度的な側面では、保険料軽減制度は未納確率を低め、税ではなく保険料で徴収することは未納確率を高めていた。

考察：その他の条件が同じであれば年齢が若いことは健康を損失するリスクが低く、未納を誘発する可能性があると考えられた。所得水準は保険料未納確率を極めて強く引き下げる効果があった。さらに、所得に占める保険料の割合は有意に未納確率を高めていた。

保険料軽減制度は「払えない」加入者の負担軽減とは別に、保険料納付インセンティブを維持する機能を持っていると考えられた。

結論：国民健康保険制度における保険料未納の問題は、保険料負担を軽減する制度的設定は機能しているものの、絶対的な所得水準、所得に占める保険料の割合、世帯主の年齢によって大きな影響を受けていることが明らかにされた。

#### A.研究目的

国民健康保険制度加入者の保険料未納を選択するか否かの選択に対して影響を与える要因を実証的に明らかにする。その要因

のひとつとしての世帯所得の効果に着目し、

世帯所得の多寡が未納率に対して影響を持

つかを検証することを通じて、国民健康保険制度における保険料水準のあり方について検討を行うこと。

#### B.研究方法

厚生労働省保険局「国民健康保険実態調

査」の世帯票、市町村票の個票データを再集計し、保険料調停額に占める収納額の比率を世帯主の属性、世帯の属性、市町村の属性にかかる変数によって推定する。「国民健康保険実態調査」の世帯票、市町村票の個票データは厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」の平成 15 年度から平成 19 年度の個票データによるが、これらの使用については平成 22 年 12 月 3 日保発 1203 第 3 号により厚生労働省保険局長の承認を受けた。平成 15 年度から平成 19 年度のデータをプールして、世帯単位 of データとして、世帯の情報と世帯主の情報、および居住する市町村の情報を分析に利用した。

国民健康保険制度加入者の特性として低所得世帯が多いことがあげられる。データ上は世帯単位で集計した課税標準所得と年金所得を合わせた額（以下、この額を所得と呼ぶことにする）が 0 になるサンプルが非常に多かった。この点は分析に対して困難をもたらしたため、所得が 0 のサンプルとそれ以外に分けて分析を行った。所得ゼロのサンプルについての推定においては所得変数は使用しなかったが、所得ありのサンプルについては所得の値を対数変換して分析に利用した。

分析に当たっては、前年度の保険料調定額に占める保険料収納額の比率を計算し、それが 1 未満の場合に 1 の値を取り、比率が 1 の時に 0 の値を取る未納変数を作成し、被説明変数とした。二値変数となるため、推定方法としては probit 推定法を採用することとした。推定に当たっては、表 1 に与えられる変数を分析に利用した。

使用した変数の記述統計については表 2 にまとめられている。所得無しのサンプルに対する probit 推定の結果は表 3 にまとめられている。70 歳-74 歳を基準として、世帯主がそれよりも若いと未納確率が増大し、それよりも高齢であると未納確率が低下していた。世帯員変数は有意に負の効果を未納確率に与えていた。自営業と比較して被用者であること、無職であること、その他の職業であることは未納確率を高めていた。制度的な側面では、保険料軽減制度は未納確率を低め、税ではなく保険料で徴収することは未納確率を高めていた。負担を表す保険料調定額は大きいほど未納率を低める結果となっていた。この点はパラドキシカルな結果となっている。

所得ありのサンプルに対する probit 推定の結果は表 4 にまとめられている。やはり 70 歳-74 歳を基準として、世帯主がそれよりも若いと未納確率が増大し、それよりも高齢であると未納確率が低下していた。世帯員変数は有意に正の効果を未納確率に与えていた。この点はパラドキシカルな結果となっている。自営業と比較して被用者であること、その他の職業であることは未納確率を高めていた。制度的な側面では、保険料軽減制度は未納確率を低め、税ではなく保険料で徴収することは未納確率を高めていた。負担を表す保険料調定額の所得に占める割合の対数値は未納率を高める結果となっていた。制度的な側面の変数は所得無しのケースと同様の結果となっていた。所得の対数値は有意に負の効果を未納確率に与えていた。

### C. 研究結果

#### D. 考察

所得の有無の違いはあるが、本質的に同様な推定結果が所得無し世帯においても所得あり世帯においても得られた。70歳・74歳を基準として、世帯主がそれよりも若いと未納確率が増大し、それよりも高齢であると未納確率が低下していた。これは、その他の条件が同じであれば年齢が若いことは健康を損失するリスクが低いことの反映であると考えられる。

所得水準は保険料未納確率を極めて強く引き下げる効果があった。これはもちろん違和感の無い結果である。さらに、所得に占める保険料の割合は有意に未納確率を高めていた。これらの結果は所得水準に対する保険料設定が未納の決定要因として極めて重要であることを含意している。

世帯員数変数は未納確率に対して与える効果が、所得無し世帯と所得あり世帯で異なることはパラドキシカルである。しかしながら、所得あり世帯についての推定結果において、世帯員数変数の限界効果は一桁小さかった。このため、所得無し世帯についての結果と逆の効果を持つものの、その効果は非常に小さいと考えられた。

自営業者を基準とすると、世帯主が（国民健康保険制度に加入する）被用者や無職者、その他の職業であることは未納確率を高めていた。これは所得の問題をコントロールした上で観察された。それゆえ、雇用形態別に保険料納付インセンティブが異なる可能性がある。

保険料が軽減されていることは未納確率に対して有意に負の効果を与えていた。このため、保険料軽減制度は「払えない」加入者の負担軽減とは別に、保険料納付イン

センティブを維持する機能を持っていると考えられた。また、保険料で徴収している市町村国民健康保険に加入する世帯主は保険税で徴収している市町村国民健康保険に加入している世帯主よりも未納確率が高かった。これは税で徴収する場合に言われている長所の反映であると考えられる。保険者の規模が大きいと未納確率が高まるという結果も得られているが、世帯主の年齢、職業の状態、などを別途コントロールした他にこのような結果を得ているため、保険者の規模が大きいことは純粋に保険料納付インセンティブを阻害する効果があるのかも知れない。

#### E. 結論

国民健康保険制度における保険料未納の問題は、保険料負担を軽減する制度的設定は機能しているものの、絶対的な所得水準、所得に占める保険料の割合、世帯主の年齢によって大きな影響を受けていることが明らかにされた。このため、保険料の未納確率は世帯主が若年層であると高かったが、若年層が保険加入から受ける便益に対する保険料負担の重さに起因するものかもしれない。公的医療保険制度は世代間や同世代内での助け合いであるが、未納の問題を緩和していくためには若年層の所得が高まるという外生的な事象が発生しないのであれば、加入者間の適切な費用分担を検討する必要があるのかも知れない。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 1.論文発表                | なし       |
| なし                    | 2.実用新案登録 |
| 2.学会発表                | なし       |
|                       | 3.その他    |
| H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況 | なし       |
| 1.特許取得                |          |

表 1：変数の定義

|                      |             |                                                                   |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 被説明変数:               |             |                                                                   |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 前年度の保険料収納率  | 収納額を調停額で除したもの                                                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 説明変数:<br>(世帯票にかかる変数) |             |                                                                   |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | (世帯にかかる変数)  |                                                                   |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 世帯所得        | 各世帯の前年度の所得のある世帯員についてこれを合算した値<br>(なおここで所得とは課税標準額に年金収入額を足した金額である。)  |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 保険料軽減ダミー    | 非軽減世帯は0、軽減世帯は1を取る変数                                               |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 擬制世帯ダミー     | 擬制世帯である場合は1、そうで無い場合は0をとる変数                                        |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 世帯構成員数      | 本人以外の世帯構成員数                                                       |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | (世帯主にかかる変数) |                                                                   |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 性別ダミー変数     | 女性の場合に1、男性の場合に0をとる変数                                              |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 年齢階級ダミー     | 70-74歳を基準とする年齢5歳階級ごとの変数。<br>(なお、世帯主が15歳未満である世帯についてはサンプルから除外している。) |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 被用者ダミー      | 世帯主が被用者の場合に1、そうで無い場合に0をとる。                                        |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 無職ダミー       | 世帯主が無職の場合に1、そうで無い場合に0をとる。                                         |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | その他職ダミー     | 世帯主が(自営業以外の)その他職である場合に1、そうで無い場合に0を取る。                             |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 世帯主の職業区分    |                                                                   |  |  |  |  |  |  |  |
| (市町村票にかかる変数)         |             |                                                                   |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 保険者規模       | 世帯主が加入する市町村国民健康保険の一般被保険者および退職被保険者の人数                              |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 都道府県ダミー     | 東京都を基準とする                                                         |  |  |  |  |  |  |  |
|                      | 保険料ダミー      | 保険料で徴収している場合に1を税で徴収している場合に0を取る                                    |  |  |  |  |  |  |  |